

災害時における自動販売機内の飲料水無償提供について

島田市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日付で締結した行政財産賃貸借契約書に基づき設置した自動販売機内の飲料水無償提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、島田市内において地震等の大規模災害が発生した場合、その初期に乙が甲に自動販売機内の飲料水を救援物資として提供することですみやかに被災者への支援を行うことを目的とする。

（対象物件）

第2条 この協定の対象となる自動販売機は下記のとおりとする。

名称	蓬萊橋小公園
所在地	島田市南二丁目地先
設置台数	1台
貸付期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日

（無償提供）

第3条 島田市内において、地震、水害等の大規模災害が発生し、甲の災害対策本部が設置された場合において、甲から乙に物資無償提供の要請があったときは、乙は自動販売機の在庫品を甲に無償提供するものとする。

（無償提供の要請）

第4条 甲から乙への要請は、書面によるものとする。ただし、急を要する場合は電話等により協力を要請することができる。

（費用負担）

第5条 この協定の履行に関して必要な経費は乙の負担とする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は第2条により指定された物件の貸付期間と同じとする。

（その他）

第7条 この協定に関し疑義がある事項または、定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 静岡県島田市中心1番の1
島田市長 染谷 絹代

乙